

上越市棚田米ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に定める上越市棚田米ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ロゴマークを使用できる人及び団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 上越市棚田米（市内の中山間地域で生産された米をいう。以下同じ。）を生産していること。
- (2) 上越市棚田米を販売していること。
- (3) 上越市棚田米を飲食店等で提供していること。

(使用申請等)

第3条 ロゴマークの使用の承認を得ようとする人及び団体（以下「申請者」という。）は、上越市棚田米ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマークを使用した商品等のデザインの校正紙等又は使用方法が確認できる書類
- (2) 上越市棚田米を生産している農地の所在地が確認できる書類（前条第1号に該当する場合に限る。）
- (3) 上越市棚田米の取扱いが確認できる書類（前条第2号及び第3号に該当する場合に限る。）
- (4) 定款又はこれに類するものの写し（申請者が団体の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、ロゴマークの使用の可否を決定したときは、上越市棚田米ロゴマーク使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(使用条件)

第4条 前条第2項の規定によりロゴマークの使用の承認を得た申請者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を得た用途のみにロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークの形状は、改変することなく、縦横比を保持（縮小及び拡大は妨げない。）したまま使用すること。
- (3) ロゴマークの色彩に変更を加える場合は、本件ロゴマークとして認識できる範囲とすること。

(4) ロゴマークを使用した商品等の完成後、速やかに、当該完成品の写真を市長に提出すること。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から同日の属する年の翌々年の3月31日までの範囲内とする。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認を得た内容を変更しようとするときは、上越市棚田米ロゴマーク使用内容変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、ロゴマークの使用内容の変更の可否を決定したときは、上越市棚田米ロゴマーク使用内容変更^{承認}通知書（第4号様式）により通知するものとする。
却下

3 第4条各号の規定は、ロゴマークの使用内容の変更を承認する場合において準用する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次のいずれかに該当する行為をしたときは、その承認を取消すことができるものとする。

(1) 虚偽の申請によりロゴマークの使用承認を受けたとき。

(2) 使用承認の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他ロゴマークの運用に重大な支障を来す行為又は信用を著しく損なう行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消しを決定したときは、上越市棚田米ロゴマーク使用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく使用承認の取消しによって使用者が受けた損害については、市長はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月4日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

上越市棚田米ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）
団 体 名
代表者 役職・氏名
担当者 役職・氏名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

次のとおり上越市棚田米ロゴマークの使用の承認を申請します。

| | |
|--------|--|
| 申請者の区分 | <input type="checkbox"/> 上越市棚田米の生産者 <input type="checkbox"/> 上越市棚田米を販売する事業者 <input type="checkbox"/> 上越市棚田米を飲食店等で提供している事業者 ※いずれかの該当する□にレ点を記入してください。 |
| 使用目的 | |
| 使用方法 | |
| 使用開始日 | 年 月 日から |
| 小売価格 | 円 ※米袋等の資材ではなくステッカー等のグッズを作成及び販売する場合は金額を記入してください。 |
| 添付資料 | (1) ロゴマークを使用した商品等のデザインの校正紙等又は使用方法が確認できる書類 (2) 上越市棚田米を生産している農地の所在地が確認できる書類（上越市棚田米ロゴマーク使用取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に該当する場合に限る。） (3) 上越市棚田米の取扱いが確認できる書類（要綱第2条第2号及び第3号に該当する場合に限る。） (4) 定款又はこれに類するものの写し（申請者が団体の場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類 |

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) ロゴマークを暴力団の活動に使用しません。
- (2) ロゴマークの使用により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、ロゴマークの使用を取り消されることを承諾します。
 上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第3条関係）

承認
上越市棚田米ロゴマーク使用 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市棚田米ロゴマークの使用について、次の
と お り 承 認 したので通知します。
理由により申請を却下

| | | |
|----|-------|---|
| 承認 | 使用目的 | |
| | 使用方法 | |
| | 使用開始日 | 年 月 日から |
| | 小売価格 | 円 |
| 承認 | 条 件 | (1) 承認を得た用途のみにロゴマークを使用すること。 (2) ロゴマークの形状は、改変することなく、縦横比を保持（縮小及び拡大は妨げない。）したまま使用すること。 (3) ロゴマークの色彩に変更を加える場合は、本件ロゴマークとして認識できる範囲とすること。 (4) ロゴマークを使用した商品等の完成後、速やかに、当該完成品の写真を市長に提出すること。 |
| 却下 | 理 由 | |

第3号様式（第7条関係）

上越市棚田米ロゴマーク使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）
団 体 名
代表者 役職・氏名
担当者 役職・氏名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

年 月 日付け第 号で承認を得た上越市棚田米ロゴマークの使用内容
について、次のとおり変更したいので申請します。

| | |
|---------|--|
| 変 更 理 由 | |
| 変 更 内 容 | |
| 添 付 資 料 | (1) デザイン案に変更がある場合は、変更後のデザイン案 (2) その他変更内容を確認することができる書類 |

第4号様式（第7条関係）

承認
上越市棚田米ロゴマーク使用内容変更 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市棚田米ロゴマークの使用内容の変更に
と お り 承 認
ついて、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

| | | |
|----|---------|--|
| 承認 | 変 更 内 容 | |
| | 条 件 | |
| 却下 | 理 由 | |

第5号様式（第8条関係）

上越市棚田米ロゴマーク使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市棚田米ロゴマークの使用について、次の理由により承認を取り消したので通知します。

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
|-----|--|

別図（第1条関係）

